

くらしネットワーク

町議会を開会します

議会事務局

町議会第4回定例会は、12月10日(水)午前9時半から会期2日間の日程で開会予定です。一般会計等の補正予算の審議のほか、一般質問も行われます。

お問い合わせは議会事務局 ☎ 82-12111 (内線311)

休日、夜間納付相談窓口を開設します

税務課

町税並びに各種使用料等の納付について、納期限内に納付できないケースが増えています。しかし、厳しい状況の中でも生活費を節約して納付して下さる方や、納付計画により毎月決まった額を納入して下さる方もいます。そこで、町税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、公営

■東川町役場	82-2111
■改善センター(公民館)	82-3200
■文化交流館	82-4245
■文化ギャラリー	82-4700
■B&G海洋センター	82-4600
■町立診療所	82-2101
■大雪消防組合東消防署	83-0119
■道草館	68-4777

12月の行事

- 10日 町議会第4回定例会(午前9時半、議場(11日まで))
- 22日 一部事務組合(大雪消防組合ほか)第2回議会(午前10時、美瑛町) 大雪地区広域連合第3回議会(午後1時、美瑛町)
- 30日 役場仕事納め

1月

- 5日 消防出初め式(午前10時、農村環境改善センター)
- 6日 役場仕事始め

人のうごき 10月16日～11月15日

(敬称略、掲載はご承諾をいただいております)

お誕生	父	母	行政区
生まれた子			
佐藤 慶	英城	己代	17区
溝口 花南	大和	祐子	26区
泉 瑛斗	誠司	知佳子	西町3丁目
安保 友梨沙	友晴	沙織	東町1丁目

おくやみ

亡き人	歳	届出人	行政区
谷口 正雄	84歳	谷口 八重子	17区
藤田 洋	39歳	藤田 淳子	西町3丁目
山崎 チエ子	78歳	山崎 通	西町2丁目
中西 義盛	92歳	中西 イト	15区
南島 日出夫	71歳	南島 登喜	12区

人口・世帯数 10月末日現在

人口	7,803人 (前月比+ 1人)
男	3,714人 (前月比 0人)
女	4,089人 (前月比+ 1人)
世帯数	3,187戸 (前月比+ 5戸)
出生	1人
死亡	10人
転入	35人
転出	25人

公表するものです。なお閲覧できる情報は①住所②氏名③生年月日④性別の4基本情報だけです。お問い合わせは住民室 ☎ 82-1211 (内線124)

住宅使用料、下水道使用料、保育料の納付について、納期限までに納付できなかった方を対象に、次のとおり休日、夜間の納付相談窓口を開設しますので、ぜひご利用ください。

残念ながら督促や催告をしても納付相談や納付がない場合は、財産調査や滞納処分(給料、銀行預金などの差し押さえや不動産、動産の公売など)を行う場合もありますので、ご留意願います。

日時 12月21日(日曜日) 午前9時～午後5時、12月22日(月曜日) 午後5時半～同8時

場所 税務課4番窓口

「付加年金」「任意加入」で受け取る年金額が増えます

◆付加年金 住民福祉課 第1号被保険者、任意加入被保

険者が、定額保険料(14,410円/月)と併せて付加保険料(400円/月)を納めると、老齢基礎年金に納めた月数に応じた付加年金が上乘せされ支給されます。

付加保険料(納付例)

400円×12カ月×10年間＝4万8千円納付したとすると

付加年金額(65歳受給時)

200円×12カ月×10年間＝2万4千円(年額)が、終身定額で支給されます(2年間で納めた付加保険料と同額分を受給したことになります)。

※保険料納付免除・猶予を受けている方、国民年金基金に加入している方は付加年金に加入できません。

◆任意加入

①国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳までの間に国民年金に任意

加入することにより、満額の年金受給額に近づけることができます。

※老齢基礎年金の繰上げ請求者、厚生年金・共済年金の被保険者は任意加入できません。

②65歳まで任意加入しても受給資格期間の300月に満たない場合は、70歳まで任意加入することができます。

※昭和40年4月1日以前に生まれた方に限ります。

任意加入者の保険料納付方法は、口座振替のみとなります。

お問い合わせ 旭川社会保険事務所 ☎ 27-1611、住民室 ☎ 82-12111 (内線123)

住民基本台帳の閲覧状況の公表

住民福祉課

下記期間中に閲覧を行ったものを次のとおり公表します。

住民基本台帳法により閲覧者を

請求者・申し出者氏名	請求理由の概要または利用目的の概要	閲覧に係る住民範囲	閲覧月日
防衛省 自衛隊旭川地方協力本部長	自衛隊法「自衛官募集業務」の対象者抽出	・平成2年4月2日～同3年4月1日生まれまでの男女 ・同5年4月2日～同6年4月1日生まれまでの男	7月9日

対象期間：平成19年11月から同20年10月
(前年分は東川町広報誌(平成19年12月号)に掲載)